

建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領

平成 23 年 2 月 28 日

訓 令 第 3 号

改正	平成 23 年 9 月 30 日	訓令第 6 号	平成 25 年 7 月 22 日	訓令第 7 号
	平成 23 年 10 月 28 日	訓令第 7 号	平成 26 年 3 月 14 日	訓令第 3 号
	平成 24 年 7 月 23 日	訓令第 5 号		

(趣旨)

第 1 条 この要領は、淡路広域水道企業団が発注する建設工事の入札について、極端に低廉な価格による受注を防止すること及び公共工事の品質の確保を図ることを目的として、淡路広域水道企業団契約規程（平成 22 年淡路広域水道企業団管理規程第 4 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、最低制限価格の決定及び事務手続について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 この要領の対象工事は、淡路広域水道企業団が入札執行する工事で、原則として 250 万円以上の建設工事とする。

(最低制限基準価格の算定)

第 3 条 最低制限価格は、原則として予定価格算定の基礎となった次に定める算定方式とする。

(1) 建築一式工事以外の建設工事

直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55

(2) 建築一式工事

(直接工事費×9/10)×0.95+共通仮設費×0.9+(直接工事費×1/10+現場管理費)×0.8+一般管理費×0.55

(最低制限価格の端数処理)

第 4 条 最低制限価格の端数処理は、10,000 円未満を切り捨てた最低制限比較価格に、100 分の 108 を乗じて得た額とする。

(最低制限基準価格の決定)

第 5 条 入札執行者は、入札執行までに前条に定める方法により最低制限基準価格を決定し、入札執行者が封筒に封印しておくものとする。

(最低制限価格の上限)

第 6 条 第 3 条の規定により求めた金額が、予定価格に 0.9 を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に 0.9 を乗じて得た額を最低制限価格の上限とする。

(最低制限価格の下限)

第 7 条 第 3 条の規定により求めた金額が、予定価格に 0.7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 0.7 を乗じて得た額を最低制限価格の下限とする。

(最低制限基準価格の公表)

第8条 入札執行者は、決定された最低制限価格を落札後、口頭において公表できるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月30日訓令第6号)

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月28日訓令第7号)

この訓令は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月23日訓令第5号)

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月22日訓令第7号)

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月14日訓令第3号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。